

令和8年 南魚沼市プレミアム付商品券 取扱店募集

令和8年3月から販売予定のプレミアム付商品券が使用できる店舗を募集します。

募集案内

- 1 募集期間 令和8年1月16日（金）～8月31日（月）
※令和8年2月10日（火）までの申込分は、折込配布する「取扱店一覧表」チラシに掲載し、以降の申込みは、ウェブサイトでの周知のみとなります。
- 2 申込み 申込フォーム又は取扱店登録申請書の提出
- 3 提出先 南魚沼商工会（塩沢支所、大和支所含む）
南魚沼市観光協会（道の駅南魚沼）、うおぬま・浦佐駅観光案内所、
南魚沼市まちづくり推進機構（六日町駅観光案内所）
- 4 その他
 - ・登録料、換金手数料は無料です。
 - ・複数の店舗、営業所を持つ事業者は、取扱を希望する店舗ごとに申込フォーム入力又は申込書を提出してください。
 - ・令和4年度の取扱店登録店舗には、登録様式を送付しています。

取扱店参加資格

南魚沼市内に店舗、事業所等を有し、次の①～⑤に該当しない事業所とする。ただし、使用店舗は市内店舗に限る。

- ①南魚沼市暴力団排除条例（平成24年南魚沼市条例第2号）第2条第1号又は第2号に該当するもの
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の営業を行っているもの
- ③特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- ④公序良俗に反する営業を行うもの
- ⑤その他市長が不相当と認める営業を行うもの

その他

必ず「南魚沼市プレミアム付商品券」取扱店募集要項を確認の上、お申し込みください。

申込フォーム



問合せ先

南魚沼商工会（Tel.772-2590）
南魚沼商工会・大和支所（Tel.777-3500）
南魚沼商工会・塩沢支所（Tel.782-1206）
南魚沼市観光協会（Tel.783-3377）
南魚沼市まちづくり推進機構（Tel.778-0511）

「南魚沼市プレミアム付商品券」取扱店募集要項

1 目的

電気・ガスなどのエネルギーや食料品ほかの物価高騰による市民生活への影響を緩和し、個人消費を下支えすることで地域経済の好循環の回復と活性化を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、南魚沼市プレミアム付商品券を発行します。

2 南魚沼市プレミアム付商品券の概要

1 商品券名	南魚沼市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
2 発行者	南魚沼市
3 発行部数	約 11 万冊
4 使用可能額	商品券 1 冊 15,000 円（1,000 円券（共通券） 8 枚、 1,000 円券（限定券） 7 枚、計 15 枚綴り）
5 販売価格	商品券 1 冊 10,000 円 ※購入上限 1 人 2 冊
6 販売期間	令和 8 年 3 月 2 日（月）～令和 8 年 5 月 31 日（日）
7 使用店舗	共通券：取扱店舗すべてで使える 限定券：取扱店舗のうち、市内に本店を有さず、国内・県内で幅広くチェーン展開している店舗・事業所等では使えない
8 使用期間	令和 8 年 3 月 2 日（月）～令和 8 年 8 月 31 日（月）
9 販売場所	南魚沼市観光協会（道の駅南魚沼）、うおぬま・浦佐駅観光案内所、南魚沼市まちづくり推進機構（六日町駅観光案内所）、市内郵便局（14 か所）
10 その他	購入引換券による販売は 5 月 31 日（日）まで。販売残数によっては残数を上限とした追加販売の可能性あり。

※令和 8 年 1 月 16 日（金）現在の状況です。今後変更になる場合があります。

3 商品券取り扱いにおける厳守事項

- （1）商品券の使用期間は、令和 8 年 3 月 2 日（月）から令和 8 年 8 月 31 日（月）までです。
- （2）商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引においてのみ使用可能です。現金化することはできません。
- （3）今後、国・県等が行うキャンペーンを含め、他の割引サービスとの併用は可能です。
- （4）購入額等が商品券の券面金額の合計額に満たない場合でも、つり銭は出ません。
- （5）商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことはできません。
- （6）商品券は、次の①～⑧の購入等に使用することはできません。
 - ① 不動産や金融商品
 - ② たばこ

- ③ 切手、官製はがき
- ④ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑥ 国税、地方税や使用料などの公租公課
- ⑦ 電気、ガス、水道などの料金
- ⑧ 指定ごみ袋

(7) 仕入れ等の事業資金の支払には使用することはできません。

4 取扱店参加資格

南魚沼市内に店舗、事業所等を有し、次の(1)～(5)に該当しない事業所とする。ただし、使用店舗は市内店舗に限る。

- (1) 南魚沼市暴力団排除条例（平成 24 年南魚沼市条例第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条の営業を行っているもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反する営業を行うもの
- (5) その他市長が不相当と認める営業を行うもの

5 申込方法

1 募集期間	令和 8 年 1 月 16 日（金）～8 月 31 日（月） ※令和 8 年 2 月 10 日（火）までの申込分は、市報折込予定の「取扱店一覧表」チラシに掲載しますが、以降の申込みは、ウェブサイトでの周知のみとなります。
2 申込書類	取扱店登録申込書
3 提出先	南魚沼商工会（大和支所、塩沢支所含む）、 南魚沼市観光協会、うおぬま・浦佐駅観光案内所、 南魚沼市まちづくり推進機構
4 その他	・登録料、換金手数料は無料です。 ・複数の店舗を持つ事業者は、取扱を希望する店舗ごとに取扱店登録申込書を提出してください。

6 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、市の指定掲示物を店頭付近に貼付すること。
- (2) 商品券の受取を拒んではならない。
- (3) 受領した商品券は、指定の換金場所において商品券の換金を行うこと。
- (4) 使用者が持ち込んだ商品券について、「偽造防止がない」、「色合いが明らかに違う」など偽造されたと疑わしい場合は、受取を拒否するとともに、その事実を速やかに協議

- 会に報告すること。ただし、こうした商品券を受領した場合は、取扱店の責任とする。
- (5) 受取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等の損失は取扱店の責任とする。
 - (6) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は固く禁ずる。
 - (7) 商品券の保管並びに管理には、最新の注意を払うこととする。
 - (8) その他、本事業の目的に反するような行為はできない。

7 取扱店の取消

協議会は、取扱店がこの募集要項や関連法令等に反する行為を行ったときは、取扱店登録を取り消すことができる。

8 商品券の換金 ※換金スケジュールは、後日お知らせします。

取扱店は、換金請求書に必要事項を記入し、使用された「商品券」を添付の上、下記の換金受付場所に提出してください。審査の上、申請時に届け出た預金口座に振り込みます。換金請求が可能な期間は、令和8年9月19日（土）までです。期間を過ぎての換金には一切応じません。

【換金受付場所】

南魚沼商工会、大和支所、塩沢支所、南魚沼市観光協会（道の駅南魚沼）、
うおぬま・浦佐駅観光案内所、南魚沼市まちづくり推進機構（六日町駅観光案内所）

9 問合せ先

南魚沼商工会（TEL772-2590）
南魚沼商工会・大和支所（TEL777-3500）
南魚沼商工会・塩沢支所（TEL782-1206）
南魚沼市観光協会（TEL783-3377）
南魚沼市まちづくり推進機構（TEL778-0511）